

令和 6 年度修正 尼崎市地域防災計画（案）の主な修正について

【概要】

◆地域防災計画

災害対策基本法第42条の規定に基づき、尼崎市における災害予防、応急対策、復旧・復興に関する業務の大綱を定めたもので、市や関係機関などが行う防災活動を総合的かつ計画的に実施し、市民の生命、身体、財産を災害から保護するなどの目的で作成しているもの。

0 1 災害時における安否不明者等の氏名等の公表

令和 5 年 1 0 月、兵庫県において、「災害時における安否不明者等の氏名等の公表方針」及び「災害時における氏名等の公表に係る事務マニュアル」が策定されたことから、所要の修正を行う。

0 2 住家の被害の拡大を防止するための緊急修理

令和 5 年 6 月、「災害救助法施行令に基づく災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の一部が改正され、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が災害救助法による救助の対象となったことから、所要の修正を行う。

0 1 災害時における安否不明者等の氏名等の公表

(修正案：資料3 P1-2)

令和3年7月に熱海市で土石流が発生した際、安否不明者の氏名等を公表したことで、救助対象者の絞り込みにつながり、人命の救助活動の効率化・円滑化に役立った事例があった。

この事例を踏まえ、内閣府より令和3年9月に安否不明者の氏名等の公表を行うにあたっての留意事項が、令和5年3月には「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」において、安否不明者の個人情報の取扱いについての指針が示され、安否不明者の氏名等の公表について、事前に検討を行うこととされた。

これを受け、令和5年10月、兵庫県は「災害時における安否不明者等の氏名等の公表方針」等を定めたことから、本市としては、公表主体となる兵庫県が、安否不明者等の氏名等の公表が行えるよう、安否不明者等の情報収集・確認・集約を行うとともに、公表用等の名簿を作成し、県等へ情報提供を行うこととする。

(参考) 兵庫県の公表方針 (詳細は別表1のとおり)

- ・公表方針：原則公表
- ・公表内容：氏名（フリガナ）、住所（町名又は大字まで）、年齢又は年代、性別、被災日時、被災場所、被災状況を基本とする。

【別表1】公表基準の対応表

区分	住民基本台帳 の閲覧制限	家族等の同意	公表・非公表 ^{※1}	備考
安否不明者 行方不明者	あり	—	非公表	本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため
	なし	—	公表	① 救助・救出対象者を絞り込み、迅速な救助・救出に資するため。 ② 加えて、遠方の親族等への周知や社会的関心の高さへの対応等が可能となるため。
死者 (安否不明者・行方不明者から死者となった者)	あり	—	非公表	本人又は遺族の権利利益を侵害するおそれがあるため
	なし	—	公表	遠方の親族等への周知や社会的関心の高さへの対応等が可能となるため。
死者 (上記以外の者)	あり	—	非公表	本人又は遺族の権利利益を侵害するおそれがあるため
	なし	あり	原則公表	遠方の親族等への周知や社会的関心の高さへの対応等が可能となるため
		なし		遺族の同意が得られない場合は非公表 ^{※2}

※1 一旦公表した場合であっても、家族等から非公表とするよう申出があり、かつ、非公表とする相当の理由がある場合、氏名等、個人が特定できる内容については非公表とする。

※2 南海トラフ地震等、大規模災害時には遺族の同意の有無にかかわらず公表する場合がある。遺族に確認する場合は、原則公表としている旨を説明し、同意が得られるよう努めるものとする。

(兵庫県災害時における安否不明者等の氏名等の公表方針より)

0 2 住家の被害の拡大を防止するための緊急修理

(修正案：資料3 P2-3)

令和3年、4年と2年続けて発生した福島県沖を震源とする地震など、住居の屋根等に著しい損傷が発生させ、直後の降雨により住宅の被害が拡大したケースや、高齢者等が屋根でブルーシート展張の作業中に誤って転落し、災害関連死となるケースが発生した。

これを踏まえ、令和5年6月、「災害救助法施行令に基づく災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の一部が改正され、地震や暴風により住宅の屋根や外壁に被害を受け、その後の降雨等により住宅が浸水するおそれが高い場合について、ブルーシートやベニヤ板、落下防止ネット等で緊急的に措置し、住宅の損傷が拡充しないよう、恒久的制度として、ブルーシートの展張等を緊急的に措置するための支援を救助の対象とすることとされた。

【事例】

屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張



- 瓦のズレ
- 下地材が露見等

アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張
（損傷した住宅の前を歩行する通行人の安全確保）



- タイルやモルタルの落下、
- 屋根瓦の落下等

	一般基準	備考
対象者	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸水等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象(全壊は、修理することで居住することが可能な場合)
費用の限度額	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり51,500円以内	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たりの平均ではなく各世帯ごとの基準額 ・ブルーシート、ロープ、土のうなど資材費及び建設業・団体等が行う際の施工費用の合計
救助期間	災害発生の日から10日以内に完了	

※下線部は特別基準（定められた期間内では救助の適切な実施が困難な場合、内閣総理大臣に協議し、同意を得たうえで定めることができるもの）の設定が可能なもの